

令和3年第4回臨時会

むかわ町議会会議録

令和3年 10月15日 開会

令和3年 10月15日 閉会

むかわ町議会

令和3年第4回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (10月15日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
選挙第1号 むかわ町議会副議長の選挙	6
議席の指定	7
選挙第2号 胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙	7
日程の追加	8
議会運営委員辞任	9
諸般の報告	10
日程の追加	10
議会運営委員選任	10
諸般の報告	11
町長行政報告及び提出事件の概要説明	11
議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
閉議及び閉会	20
署名議員	21

むかわ町告示第53号

令和3年第4回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年10月12日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和3年10月15日（金）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

3 付議事件

町長から提出あった事件

議 案

議案第61号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）

議員等から提出あった事件

選挙第 1号 むかわ町議会副議長の選挙

選挙第 2号 胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜	久	議員		
3番	山	崎	満敬	議員	4番	佐	藤	守	議員	
5番	大	松	紀美子	議員	6番	三	上	純一	議員	
7番	野	田	省一	議員	8番	三	倉	英規	議員	
9番	星		正臣	議員	10番	津	川		篤	議員
11番	北	村		修	議員	13番	小	坂	利政	議員

不応招議員（なし）

令和3年第4回むかわ町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和3年10月15日（金）午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

議員等提出事件

第 4 選挙第1号 むかわ町議会副議長の選挙

第 5 議席の指定

第 6 選挙第2号 胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙

第 7 町長行政報告及び提出事件の概要説明

町長提出事件

第 8 議案第61号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

議員等提出事件

追 加 議会運営委員辞任の件

出席議員（11名）

1番	東 千 吉 議 員	3番	山 崎 満 敬 議 員
4番	佐 藤 守 議 員	5番	大 松 紀美子 議 員
6番	三 上 純 一 議 員	7番	野 田 省 一 議 員
8番	三 倉 英 規 議 員	9番	星 正 臣 議 員
10番	津 川 篤 議 員	11番	北 村 修 議 員
13番	小 坂 利 政 議 員		

欠席議員（1名）

2番 舞 良 喜 久 議 員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋 谷 昌 彦
支 所 長	齊 藤 春 樹	会 計 管 理 者	上 田 光 男
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹
総務企画課主幹	柴 田 巨 樹	総務企画課主幹	栃 丸 直 士
総務企画課主幹	菊 池 功	町民生活課長	八 木 敏 彦
町民生活課主幹	小 坂 僚 介	農林水産課長	酒 卷 宏 臣
農林水産課主幹	藤 野 真 稔	経済建設課長	吉 田 直 司
経済建設課主幹	梅 津 晶	企画町民課長	石 川 英 毅
企画町民課主幹	長谷山 一 樹	経済恐竜ワールド戦略室長	加 藤 英 樹
経済恐竜ワールド戦略室主幹	藤 田 浩 樹	教 育 長	長谷川 孝 雄
生涯学習課長	佐々木 義 弘	教育振興室長	田 口 博
生涯学習課主幹	松 本 洋	選挙管理委員会事務局長	成 田 忠 則
農業委員会事務局長	東 和 博	農業委員会支局長	高 木 龍 一 郎
監 査 委 員	数 矢 伸 二		

事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 巧 主 査 酒 卷 早 苗

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回むかわ町議会臨時会を開会します。

冒頭ではありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、議場内ではマスク着用とし、提案ほか発言等は自席とさせていただきます。

なお、一般の方の傍聴はできませんので御了承願います。

また、質疑は議題外にわたることなく、会議時間短縮のため、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、山崎満敬議員、4番、佐藤守議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定についてお諮りします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第117号のとおりでありますので、御了承願います。

◎選挙第1号 むかわ町議会副議長の選挙

○議長（小坂利政君） 日程第4、選挙第1号 むかわ町議会副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、7番、野田省一議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました7番、野田省一議員をむかわ町議会副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました7番、野田省一議員がむかわ町議会副議長に当選されました。

ただいま当選されました野田省一議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました野田省一議員から発言が求められておりますので、これを許可い

たします。

野田省一議員は、登壇願います。

当選人から挨拶をお願いいたします。

〔野田省一副議長 登壇〕

○副議長（野田省一君） ただいま推選当選をさせていただきました、改めまして野田省一でございます。

来年3月までの任期ということで、大変短い期間、短期間ではありますが、これまでの経験を生かしまして、むかわ町発展のため、そしてまた議会改革、議会運営がますます進みますように、経験を生かして努力をさせていただきたいと思っています。皆様方の御協力、これからもよろしく願いをいたします。

○議長（小坂利政君） ただいま副議長当選承諾の挨拶がありました。

◎議席の指定

○議長（小坂利政君） 日程第5、議席の指定を議題とします。

議席は、会議規則第4条第3項の規定及び議会の運営に関する基準第12項の1を準用し、12番、野田省一議員にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎選挙第2号 胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙

○議長（小坂利政君） 日程第6、選挙第2号 胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙を行います。

胆振東部日高西部衛生組合議会議員に欠員が生じております。胆振東部日高西部衛生組合規約第5条において「関係町の議会の議員である組合議員に欠員を生じた場合、その組合議員の属していた関係町は、ただちにこれを補充しなければならない」と規定されていることから、選挙を行うものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

胆振東部日高西部衛生組合議会議員に、12番、野田省一議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました12番、野田省一議員を胆振東部日高西部衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました12番、野田省一議員が胆振東部日高西部衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました12番、野田省一議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時11分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（小坂利政君） 野田省一議員から議会運営委員辞任願が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員辞任

○議長（小坂利政君） 追加日程第1の審議案件は、野田省一議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、審議終了まで除斥を求めます。

〔野田省一副議長 退場〕

○議長（小坂利政君） 追加日程第1、議会運営委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第106条において「議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う」と規定されていることから、議長の職務代位を考慮し、議会運営委員を辞任したいとするものであります。

お諮りします。

辞任について許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員辞任については許可することに決定いたしました。

野田省一議員の除斥を解除いたします。

しばらく休憩します。

〔野田省一副議長 入場〕

休憩 午前10時11分

再開 午前10時22分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 追加日程第2として、これから諸般の報告をいたします。

野田総務厚生常任委員長から総務厚生常任委員長の辞任願が提出され、休憩中に開催されました総務厚生常任委員会において許可されました。あわせて、委員長の互選が行われ、総務厚生常任委員長に3番、山崎満敬議員が互選された旨の報告がありました。

◎日程の追加

○議長（小坂利政君） 議会運営委員選任を、追加日程第3として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員選任を、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員選任

○議長（小坂利政君） 追加日程第3、議会運営委員選任について議題といたします。

議長において指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

3番、山崎満敬議員を議会運営委員に選任いたしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認め、3番、山崎満敬議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

○議長（小坂利政君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時39分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 追加日程第4、諸般の報告をいたします。

野田令和2年度各会計決算審査特別委員長から委員長の辞任願が提出をされ、休憩中に開催されました令和2年度各会計決算審査特別委員会において許可されました。あわせて、委員長の互選が行われ、令和2年度各会計決算審査特別委員長に3番、山崎満敬議員が互選された旨の報告がありました。

議会の運営に関する基準第107項の規定により報告をいたします。

しばらく休憩をいたします。

再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第7、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） それでは皆さん、お疲れさまでございます。

本日ここに、令和3年第4回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、提出事件の概要説明の前に行政報告を申し上げます。

国民健康保険穂別診療所におけます医師体制の対応状況について御報告を申し上げます。

前副所長が、本年3月末をもって退職、以降の4月から9月末日までの半年間は、東京都武蔵村山病院から総合診療専門研修として土屋尚人医師を受け入れ、コロナウイルスワクチン接種業務をはじめ穂別地区における診療業務につきまして、夏目所長と共に担っていただ

いてきているところでございます。本来であれば、研修期間の終了とともに、派遣元であります武蔵村山病院へ戻ることとなりますが、土屋医師並びに派遣法人の御意向もあり、このたび令和4年3月31日までの期間におきまして、出向医師として引き続き穂別診療所にて勤務いただける運びとなりましたので、皆さんに御報告を申し上げます。

なお、不在となっております副所長職につきましては、現在人選を進めており、公募の結果、1名の応募があったところでございます。新年度に向けて、新たな医師を副所長として採用することにより、引き続き医師2名体制が維持できるよう準備を進めておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上、行政報告といたします。

さて、本臨時会で御審議いただく事件につきましては、議案1件でございます。

議案第61号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）につきましては、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 町長行政報告及び提出事件の概要説明が終わりました。

これで町長行政報告及び提出事件の概要説明を終了いたします。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第8、議案第61号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第61号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

9月30日、北海道を含む19の都道府県に発令されていた緊急事態宣言、また8県に適用されていたまん延防止等重点措置が全て解除されたところではありますが、町内においては活動が活発になることによるリバウンド防止を含めた必要な対策を継続していかなければいけない状況であり、本補正予算につきましては、追加交付が決まった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分を活用し、コロナ禍で冷え込む事業者への支援、感染

対策を意識しつつ行動を高めていく中で、次の拡大期においても感染予防と経済施策など柔軟な対応をするための財源、一部の家庭でテレビ電波が受信できない地域における難視聴状態を解消するため、緊急的に共聴施設整備を行う必要から費用を追加するほか、今年度実施する事務事業において、事業の執行上必要な繰越明許手続を行うものでございます。

第1条ですが、既定の歳入歳出の総額に3,009万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ92億3,544万9,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正額の金額は議案書2ページ、第1表、歳入歳出予算補正となっております。

次に、第2条ですが、議案書3ページ、第2表に記載する公共施設等総合管理計画改定に合わせ策定する3つの業務、教育施設及びスポーツ施設、またその他公営住宅を除く建築系公共施設の個別施設計画策定につきまして、機械的に作業を行うのではなく施設管理者及び関係する方々の意見反映、第2次むかわ町まちづくり計画の推進との調整及び現在執り進められているまちなか再生検討を反映した内容、また各計画の整合性を図る必要から、一体で発注するほうが望ましいと考え、策定完了までに時間を要することから、新たに繰越明許とするものでございます。

続きまして、歳入歳出に追加する内容につきまして、別に配付してございます令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書、また議案説明資料により御説明申し上げます。

歳入から御説明申し上げます。

説明書は3ページ、議案資料は1ページをお開き願います。

14款2項1目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,084万7,000円の追加につきましては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により影響を受けている事業者に対し、その地域の実情に応じ、支援を取り組めるよう新たに交付となる事業者支援分でございます。本町におきましては資料に掲げる6つの事業に充当し活用するものでございます。

事業内容4に記載の6つの事業のうち5番目にあります学校体験活動実施支援事業につきましては、さきに開催されました第3回定例会におきまして、一般会計補正予算（第3号）で議決いただきました町内小中学校の修学旅行等の延期に伴う保護者負担軽減に係る支援が、今回の交付金充当可能事業となることから財源振替を行うもので、その他の事業の詳細につきましては、歳出で御説明を申し上げます。

続きまして、18款財政調整基金繰入金につきましては、本補正予算の歳入歳出を調整するため、新たに1,924万3,000円の繰入れを追加するものでございます。

説明書4ページ、歳出を御説明申し上げます。

2款1項6目225万のうち地域情報施設管理運営事務工事請負費869万円の追加につきましては、今年度に入り有明地区の一部で電波の受信ができなくテレビが映らないとの相談を受け周辺を調査した結果、新たな共聴施設を整備する以外に難視聴状態を解消することが難しいことが判明したため、必要な費用を追加するものでございます。

9目291番新型コロナウイルス感染症対応事業1,254万円の追加につきましては、議案説明資料により御説明申し上げます。資料3ページをお開き願います。

1つ目は、飲食店緊急事態措置影響緩和支援金交付事業200万円につきましては、緊急事態措置により北海道が講じる措置に対して支給される協力金の支給対象とならない、いわゆる営業時間等の短縮要請の対象とならない町内の飲食店に対し、影響の緩和を目的として町独自の支援金を緊急的に支給するため追加するものでございまして、1事業者10万円、20事業者を予定するものでございます。

次に、資料5ページをお開き願います。

商工業経営支援金交付事業500万円の追加につきましては、感染症の影響を受け、事業経営に支障が生じている町内の商工業を営む事業者に対し、経営の安定、地域活力の増進及び雇用の維持を目的に町独自の支援金を支給するため追加するものでございまして、対象は2に記載のとおり、8月または9月の売上げが前年または前々年の同月を比較して20%以上減少した月がある、既に実施済みの飲食店経営緊急支援金の交付事業者、建設業者、農林水産業及び軽種馬事業者、町の財政援助団体を除く町内の個人事業者または法人で、1事業者10万円、50事業者を予定するものでございます。

次に、資料7ページをお開き願います。

交通業経営支援金交付事業100万円の追加につきましては、感染症の影響を受け、外出自粛等により利用者が大きく減少し事業活動に支障が生じている町内の交通業を営む事業者に対して、経営の安定化や雇用の維持を目的に町独自の支援金を支給するために追加するものでございまして、基本額10万円のほか、所有する車両台数により加算し、1事業者の上限を50万円、2事業者を予定するものでございます。

次に、資料9ページをお開き願います。

漁業経営支援金交付事業310万円の追加につきましては、感染症の影響を受け、事業経営

に支障が生じている町内で漁業を営む事業者に対し、経営の安定、活力の増進などを目的に町独自の支援金を支給するために追加するものでございまして、対象は資料2に記載のとおり、4月から今後12月までの売上高が前年または前々年の同月と比較して20%以上減少した月がある、町内で漁業を行う個人事業者または法人で、1事業者10万円、30事業者を予定するもので、また申請事務の指導を行う漁協に事務費の交付を予定するものでございます。

予算説明資料の18節負担金、補助及び交付金の新型コロナ対策補助金1,110万円につきましては、ただいま説明した4事業の合計額となっているところでございます。

次に、資料は11ページをお開き願います。

地元食材を活用した食育推進事業30万円の追加につきましては、児童生徒の食育推進に地場産品の食材を活用することで、感染症の影響を受けている地元産産物を支援することを目的に、地元産食材を活用した特別メニューを提供するために追加するもので、1月下旬に予定されている全国学校給食週間に実施を予定するものでございます。

なお、予算科目につきましては賄材料費となっております。

続きまして、説明書4ページにお戻りいただきまして、18節負担金、補助及び交付金、新型コロナ対策負担金につきまして御説明申し上げます。

金額は114万円の追加でございます。こちらにつきましては、9款1950番小学校運営事務、また2020番中学校運営事務において、第3回定例会で一般会計補正予算（第3号）で議決をいただきました修学旅行等の延長に伴う保護者負担軽減の支援分、1人最大1万2,000円、95名に係る費用が臨時交付金対象となることから、交付金対象事業として執行するため事業予算を振り替えるものでございます。

なお、9款に記載の小学校費及び中学校費49万2,000円と64万8,000円の減額と同額となっているところでございます。

続きまして、13款予備費につきましては、緊急事態宣言が解除され今後は徐々に行動が緩和される見込みとなっておりますが、感染が再び拡大、町内での対応が必要となることを考え、その際に感染症対策を柔軟に対応するために1,000万円の予備費を追加するものでございます。

以上で議案第61号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑されるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず、議案第61号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書、別冊事項別明細書の1総括、2歳入、3歳出の全般について質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 議案説明資料の3ページなのですが、291番に関連するものなのですが、営業時間等の短縮要請の対象とならない飲食店ということなのですが、これは具体的に20事業者ということなのですが、どういう業種なのかということ伺います。

それから、その次のページの5ページの50事業者、これまでの事業者ほぼなのかなと思うんですけども、この20%減少ということなんですけれども、全ての事業者がこの20%減対象となるというふうに見ていらっしゃるのかどうかについて伺いたいです。

それから、この事業者への支援金というのはとても喜ばれておりまして、感謝もされていますので、またちょっと一息つけるというふうに思っている事業者も多いと思うんですけども、緊急事態宣言が解除されて、事業者の方が心配されているのは、テレビ等では観光地に人がたくさん出ているとかという報道がありますけれども、こういう田舎の町で、果たしてこれまでと同じようにお客様が来ていただけるのかどうかというのがすごく心配だということは何人の方からも聞きました。それで、行く側、私たち、お店側じゃなくて、お客さんになる立場の人たちに、これまでもやっておりました食べまくりチケットのようなそういう支援もこれからは必要じゃないかというふうに思っているんですけど、それらについての考え方はないかどうか伺います。

○議長（小坂利政君） 梅津経済建設課主幹。

○経済建設課主幹（梅津 晶君） ただいま御質問のありました部分のうち、食べまくり以外の部分について私のほうから御説明を申し上げたいと思います。

まず、国の協力金の対象とならない飲食店というのはどういうことかということ、5月、6月あるいは8月、9月に発令されました緊急事態措置に伴う北海道の要請としましては、飲食店の営業時間は午前5時から20時までにございということでございました。そもそもその飲食店の営業時間がこの範囲内の飲食店については、道の協力金の対象外になります。

今回は、こういったお店に対する支援金ということで、趣旨といたしましては、時短要請は受けてはおりませんが、緊急事態措置に伴いまして、不要不急の外出というのは全国全道的にも住民の方に対して要請されているところでございますので、人流が減ったという部分

で一定の影響を受けていると、ところが道の協力金は営業時間がそもそも範囲内なので支給されないと、そういったところに対して支援を行っていかうというような趣旨として、今回御提案をさせていただいているところでございます。

次に、商工業経営支援金の部分につきまして、20%の部分でございますが、こちら5月と6月に緊急事態措置が発令されたときにも同様のパッケージといたしますか、内容で支援金の支給をさせていただいております。20%というのはあくまでも町側の決めでございますが、全ての事業者が対象になるのかと申しますと、5月、6月につきましては、予算的には10万円の65件、650万円を予算化いたしました。執行としては28件ということで、およそ41%程度の申請になっております。必ずしも全ての事業者が対象になるということではないということをおし上げておきたいと思っております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 栃丸総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） 私のほうからは、食べまくりチケットに関する質問に対するお答えをしたいと思います。

食べまくりチケット、あるいはプレミアム商品券等も含めて消費喚起を促す事業につきましては、今回の交付金の事業者支援分の趣旨については、事業者を交付金による補助、あるいは給付の直接対象とする事業になっておりまして、今言ったような食べまくり、あるいはプレミアム商品券のような事業については該当にならないということなものですから、令和2年度の繰越予算で事業検討している4,000万事業の中で、今検討しているところでございまして、この事業について、また改めて別の場で説明をしたいと思います。実施に向けてです。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） ちょっと私も関連で、291-00飲食店の関係でお伺いをしたいと思うんですが、今説明あったとおり、緊急事態宣言の中で8時前、そういったところが対象にならないということで、実はそういう関係者から、これ30分か1時間の違いだから何とか商工会で鉛筆をなめてできないのかというそういうような話も何かあったやに聞いています。だけれども、やっぱりこれは不正につながるわけですから、そういったことができないということで、緊急事態宣言の中でそういった時間の枠に入らない飲食店関係からは、正直言って何とかならないのかというそういう意見も結構あったんですね。それで、そういったこと

というのは、商工会のほうにそういうことを要望したらばというようなことは、個人的には話してはしているんですけども、今回この6つの事業全てやっぱりいい事業ですよ。それで、今回その飲食店の関係、こういったものというのは、そういった関係者からそういった要望というのが強くあったのかどうなのか、その1点だけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 梅津経済建設課主幹。

○経済建設課主幹（梅津 晶君） ただいまの御質問についてお答えをしたいと思います。

今般の予算の提案の前段に限らず、むかわ町商工会さん、あるいは観光協会さんとは折に触れ意見交換をさせていただいております。そういった中で出てきたものを事業化したというのは、今回飲食店の影響緩和についてはその一部というふうに判断させていただいて構わないと思います。今後につきましても、関係団体さんと常にコミュニケーションを取りながら、町として必要な対策は何なのかということは考えてまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 私は、コロナ関連で1点だけお伺いしますが、これまでのいろんな事業者支援等々の中で、いろんな喜ばれているわけですけども、その中で受けられなかった、適用されなかったという業者さんがいらっしゃる、個人で事業をやっていたりとか、個人というのはみんな個人なんだろうけれども、そういういろんな特殊な形でやっていたりとかいろいろあるんですけども、そういう中で適用されないという方がいるんです。これ今回の場合も、この申請審査というのは、審査というかその対応については商工会だけの窓口となるのか、それとも行政もそういうふうなことを受けていくのか、そこら辺のことについて伺っておきたいというふうに思うんです。私はできれば、できるだけやっぱり町内の全ての事業者が適用されるような、例えばこれ商工会に入っていなかったんで適用されなかったとか、そういう場合が出ているんですけども、それら含めての対応について伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 梅津経済建設課主幹。

○経済建設課主幹（梅津 晶君） ただいまの質問につきましてお答えを申し上げてまいりたいというふうに思います。

それぞれ、過去に飲食店の経営緊急支援金でありますとか、今般、商工業の経営支援金で

ありますとか、時短要請の対象にならない飲食店に対する支援金につきましては、それぞれ要件を設けておりますけれども、基本的にはいわゆる個人事業者であるのか、法人格を持っているのか、ないのかといったところについては、要件を持たないで申請をお受けするようにしてきたところでございます。

次に、申請窓口につきましては、現在それぞれの支援金につきましては、むかわ町商工会さんに強力な御支援をいただきまして、まずは商工会さんのほうに申請をしていただいて、その後、商工会さんから進達のありました書類につきましては、町のほうで2次審査と申しますか、交付決定、支援金の交付決定処理というものを2段階で行っているところでございます。商工会さんから進達のあった部分で支援金の交付がなされないということは基本的にないんですけれども、例えば税等の滞納があるかないかとか、そういった審査は町のほうで行うことになっていきますので、そういった部分で、これまで該当ないんですけれども、町のほうの審査で要件が変わってくるというところはあるといたるところで、実績としてはないんですけれども、ところでございます。

そういったところで、なるべく幅広くと申しますか、基本的には、例えば商工業とか、飲食店といったようなカテゴライズというのは一定程度させていただきなきゃならないので、全ての業種と申しますとちょっとどこまでを対象としていくのかというのは、また判断をしていかなければなりませんけれども、一定のカテゴリーの中で広く事業者の方々に支援をしていくという考えはこれまでも持ってきましたし、これからも持っていくつもりでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 最後、確認だけさせていただきたいけれども、それは商工会を通さなきゃ駄目だということではないということをはっきりさせてほしいんです。会員さんでないとなかなか商工会の中での対応がいろんな形が出るようでございます。それでも受けてくださっているんだろうというふうには思っていますけれども、なかなかそういかない場合が実例として出ています。だから、今回これからのことについては、そういうことがないように、商工会員でなかったとしても、行政のほうも含めてしっかりと対応するというふうにごひをお願いしたいと思っておりますが、その点どうですか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今の商工会の受付のお話をしましたけれども、商工会員でない方も商工会のほうで受付をしております。もし、どうしてもそこに行きづらいということがある

んであれば、町のほうに別途相談をされてからということも可能だと思いますので、そういった扱いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり 1 ページから 3 ページまでの予算総則、第 1 表、歳入歳出予算補正、第 2 表、繰越明許費の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これから議案第 61 号 令和 3 年度むかわ町一般会計補正予算（第 4 号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで本臨時会に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和 3 年第 4 回むかわ町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 22 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員